資料２

議題（２）定員変更及び利用定員の設定について

子ども・子育て支援法第７７条第１項に特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、合議制の機関（子ども・子育て会議）の意見を聞かなければならないとされていることから、委員の皆様のご意見を伺うものです。

ア　富里保育園

社会福祉法人牧の園から、保育園の建物及び施設の老朽化による、保育室の変更及び定員の変更についての申出があり、利用定員の変更について、子ども・子育て会議の意見を伺うものです。

今後は、若草児童館に保育室を移し、０歳児から５歳児までの保育を実施します。

認可定員及び利用定員の変更

変更年月日　令和５年４月１日

	変　更　前				変　更　後			
認可定員及び利用定員	２号認定				２号認定			
	107人	３歳児	４歳児	５歳児	71人	３歳児	４歳児	５歳児
		23	41	43		15	20	36

	変　更　前				変　更　後			
認可定員及び利用定員	３号認定				３号認定			
	19人	０歳児	１歳児	２歳児	13人	０歳児	１歳児	２歳児
		1	5	13		3	5	5

イ　浩養幼稚園

富里市立浩養幼稚園の３歳児について現在５人の定員を７人とし、保育の受け皿を確保するものです。

認可定員及び利用定員の変更

変更年月日　令和５年４月１日

	変　更　前				変　更　後			
認可定員及び利用定員	１号認定				１号認定			
	50人	３歳児	４歳児	５歳児	52人	３歳児	４歳児	５歳児
		5	20	25		7	20	25